

消しましょう その火 その時 その場所で

今年も3月1日(水)から7日(火)までの一週間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。

この季節は空気が非常に乾燥し、風の強い日が多いことから火災が発生しやすく、また一旦火災が発生すると大火となる危険性が高くなります。

あらためて住民の皆さんに「火の用心」に対する関心をもっていただくことを目的に、毎年この時期に実施しています。

住宅火災による死者は、高齢者、幼児などが高くなっています。お年寄りや子どもの生活する部屋は一階の避難しやすい所にしましょう。

この運動を機に各家庭各職場の石油ストーブや電気器具などの点検整備を実施してください。また火器の取り扱いは十分に気を付けてください。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

・たばこの不始末は絶対やめる。

・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

(条例で義務化)

・被害軽減のため寝具、衣類及びカーテンは、防災製品を使用する。

・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※普通救命講習

受講者随時受付中

(毎月第2日曜日実施)



■問い合わせ

火事・救急

☎119



火災などの問合せ

☎893-3800

仁淀消防組合 消防署

☎893-3221

仁淀消防組合 吾北分署

☎867-2812

仁淀消防組合 日高分署

☎0889-245411

平成29年度「道路ふれあい月間」推進標語募集について

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。この一環として、道路の役割や重要性を改めて認識していただくことを目的に、推進標語を広く一般から募集します。

募集期間は、3月31日必着です。詳しい募集要領につきましては、http://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000019.htmlをご覧ください。

■問い合わせ

土木課

☎893-1116

いの町の水道事業を一つに経営統合します

水道事業の一元化により、維持管理体制の強化、事業経営の安定化を図るため、3月31日をもって、いの町簡易水道事業を廃止し、4月1日より、いの町水道事業に経営統合します。統合後は、いの町版新水道ビジョンや経営戦略の策定を行い、質の高いサービスの提供を持続していくよ

う経営していきます。

なお、水道料金の算定方法や納付方法などは変更ありません。

■問い合わせ

上下水道課

☎893-1920

吾北総合支所建設課

☎867-2315

